

農林水産統計に関するマニフェスト等における記述

民主党マニフェスト

4 地域主権

31. 戸別所得補償制度で農山漁村を再生する

【具体策】

○農畜産物の販売価格と生産費の差額を基本とする「戸別所得補償制度」を販売農家に実施する。

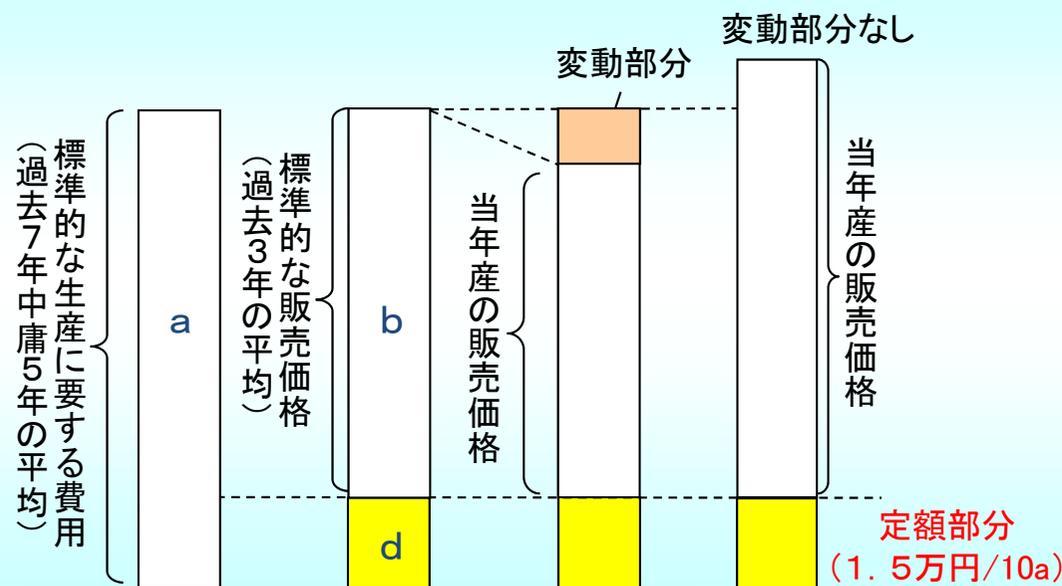
民主党政策集INDEX2009

農林水産

農業者戸別所得補償制度の導入

米、麦、大豆等販売価格が生産費を下回る農産物を対象に農業者戸別所得補償制度を導入します。この制度は、食料自給率目標を前提に策定された「生産数量目標」に即した生産を行った販売農業者（集落営農を含む）に対して、生産に要する費用（全国平均）と販売価格（全国平均）との差額を基本とする交付金を交付するものです。交付金の交付に当たっては、品質、流通（直売所等での販売）・加工（米粉等の形態での販売）への取り組み、経営規模の拡大、生物多様性など環境保全に資する度合い、主食用の米に代わる農産物（米粉用、飼料用等の米を含む）の生産の要素を加味して算定します。これにより、食料の国内生産の確保および農業者の経営安定を図り、食料自給率を向上させ、農業の多面的機能を確保します。

【米戸別所得補償モデル事業】



a 生産コスト	13,703円/60kg ^{※1}
b 販売価格	11,978円/60kg
c 差引(a - b)	1,725円/60kg
d 交付単価(c × (530kg/10a) ^{※2} ÷ 60kg)	1.5万円/10a

対象農業者は「米の生産数量目標」に即した生産を行う必要があり、この目標（面積換算）の調整に当たり、職員による直接フィールド調査の必要な地域単収^{※3}を利用

※1 米生産費統計

※2 平成20年産水稻の平年収量(全国)

※3 作物統計